

事務連絡
令和8年4月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知したことを踏まえ、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、別添1及び別添2のとおり周知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。



事務連絡
令和8年4月23日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

《国土交通省の運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局
総務部 契約課長 殿
企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿
技術管理課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室長 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
会計課公共工事契約指導室 課長補佐
技術調査課 工事監視官
北海道局予算課 課長補佐

出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上

事務連絡
令和8年4月23日

各省各庁公共工事発注担当課長補佐 殿
各省各庁特殊法人等所管担当課長補佐 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本事務連絡の周知をお願いいたします。

《国土交通省の運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局
総務部 契約課長 殿
企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿
技術管理課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室長 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房
会計課公共工事契約指導室 課長補佐
技術調査課 工事監視官
北海道局予算課 課長補佐

出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

記

《運用》

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上